

令和2年度

豊川中学校 部活動に係る活動方針

本校の部活動は、平成31年1月に策定された「茨木市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、望ましい部活動のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力のある部活動となるための指針となるべくこの活動方針を定め、この活動方針のもとに運営されるものとする。

1. 部活動の目的

- 部活動は、中学校3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。したがって、大会やコンクールの結果のみを目標にするのではなく、日々の練習における目標に向けた取り組みにより、一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができることを目的とする。

2. 部活動の運営

- 年間の活動計画並びに毎月の活動計画に基づいて、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 活動時間及び休養日の設定

(生徒の健全な成長の確保)

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、休日(土曜日・日曜祝祭日等)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加などで活動した場合は、休養日を振り替え、年間で104日以上設定する。
- 大会等への参加は年間80日程度を上限とする。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、夏季休業・冬季休業中は生徒が十分な休養をとることができ、家族や地域で過ごす機会が持てるように1週間程度の休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、土曜日及び日曜日等は3時間程度とする。ただし、試合やコンクール等の場合は生徒や教職員の過度の負担にならないように、十分に配慮した上で、それ以上の活動時間を認める事とする。(教職員の多忙化解消・負担軽減)

- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、夏季休業・冬季休業中は生徒が十分な休養をとることができ、家族や地域で過ごす機会が持てるように1週間程度の休養期間を設ける。
- ・全教職員が休日(土曜・日曜・祝祭日)に部活動を指導しない休養日を年間52日以上とする。

4. 部活動の指導

- ・体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動による指導によって生徒の自発性を損なうことの無いように考慮して指導にあたる。
- ・適切な指導方法、コミュニケーションの充実などにより、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. 本年度の部活動について

○ 本年度設置する部活動等

運動部	硬式テニス部、サッカー部、女子バスケットボール部、女子バドミントン部 男子バスケットボール部
文化部	吹奏楽部、美術部、人権サークル

○ 部活動の規則

① 平日活動終了時刻・完全下校時刻

通年... 17:00

※① 2月～10月は、部活延長が30分認められる。

※② 5月～9月の公式戦前は、部活延長に加えて、試合延長が30分認められる。

② 活動・更衣場所・荷物の管理について

活動場所は原則として以下の通りとなる。

活動場所	部活動名
グラウンド	サッカー部
体育館	女子バスケットボール部、女子バドミントン部 男子バスケットボール部 ※3つの部活動でローテーション
テニスコート	硬式テニス部
第1音楽室	吹奏楽部
美術室	美術部
人権サークル室	人権サークル

※更衣は、各学年の男女それぞれの更衣場所で行う。

※荷物は各部活指定の部室、または顧問から指定された場所で保管する。

③ 午前中授業の場合及び再登校について

特別な場合を除き、午後から部活動を行ってよい。

原則、昼食は教室でとる。その後、各部活動の活動場所へ移動する。

体育館部活などで、開始時間が午後すぐに行われぬ場合、一度下校することができる。再登校する場合は、徒歩で(自転車通学許生徒を除く)、制服または体操服で再登校する。

④ 休日の活動について

休日の活動は、各顧問より活動時間を部員へ連絡する。職員室前掲示板を利用してよい。「3. 活動時間及び休養日の設定」の範囲で実施する。また活動場所が学校以外の場所で活動することもできる。

⑤ テスト期間前・期間中の活動休止について

定期テスト1週間前からテスト最中日まで、部活動を行ってはいけない。

ただし、公式戦や発表会がテスト後すぐに控えており、やむを得ず活動する必要がある場合、管理職の許可を受け、部員の保護者の方に連絡し、保護者の理解を得た上で、実施してもよい。活動時間は部員が無理のない範囲の時間設定にする。また、この場合の延長はできない。

⑥ 部活動時の服装について

制服、体操服、各部活動で揃えたクラブTシャツなどで行う。各顧問は部活で統一した服の購入をする時には、保護者の方への金銭的な負担を考慮して、業者や品物を選ぶこと。

⑦ 入隊部について

- ・ 入部については、本校の部活動活動方針を理解したうえで、入部届(学校統一様式)を提出して入部が認められる。
- ・ 年度途中で入部することもできる。
- ・ 入部届は年度毎に提出する。年度をまたいで継続する場合も、年度初めには入部届が必要となる。
- ・ 退部については、部員と顧問が話し合いを持ち、保護者の了承が得られた場合、退部することができる。

6. その他

この活動方針は年度毎に見直しを行う。